総社市告示第128号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱(平成24年総社市告示第104号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条号」という。)が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号(以下「追加条号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

改 正 後

改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律 第84号。以下「法」という。)の規定による低炭素建築物新築等計画の 認定の申請及び審査に<u>関し、法</u>、都市の低炭素化の促進に関する法律施行 令(平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭 素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以 下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。

(認定申請の添付図書)

- 第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の技術的審査(法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。以下同じ。)を受けた場合当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する低炭素建築物新

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律 第84号。以下「法」という。)の規定による低炭素建築物新築等計画の 認定の申請及び審査に<u>関して</u>、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令 (平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭素 化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下 「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

前

(認定申請の添付図書)

- 第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の技術的審査(法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。)を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証

築等計画に係る技術的審査適合証(以下「適合証」という。)

- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。) の技術的審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第45条第1項に規定する緑地協定の区域内である場合 申請建築物が当該緑地協定(緑地の保全についての制限に限る。)に適合していることが明示された図書
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第5項に規定する都 市施設である緑地の区域内である場合 申請建築物が第4条第2号た だし書の規定に適合していることが明示された図書
- (5) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る。)を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5一1断熱等性能等級に係る評価が等級5,等級6又は等級7(一戸建ての住宅以外の住宅においては等級5)であり、かつ、同表の5の5一2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。)の写し

(認定基準)

- 第4条 法第54条第1項第2号に規定する「基本方針に照らして適切なものであること」を判断するための基準は、次のとおりとする。
- (1) 第2条第3号の区域内において、申請建築物が当該緑地協定に定められた緑地の保全に関する事項に適合しない場合は、認定しない。ただし、当該区域内であっても、当該建築物の立地について想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

改 正 前

(2) <u>住宅の品質確保の促進に関する法律</u>(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査<u>(法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。)</u>を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る。)を受けた場合にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5一1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5一2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。)の写し

(認定基準)

第4条 法第54条第1項第2号に規定する「基本方針に照らして適切なものであること」を判断する場合において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第5項に規定する都市施設である緑地の区域内においては、認定しない。ただし、当該区域内であっても、当該建築物の立地について想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

改 正 後

(2) 第2条第4号の区域内においては、認定しない。ただし、当該区域内であっても、当該建築物の立地について想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

(事前審査)

第5条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る<u>技術的審査</u>を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

2 略

(認定の取消し)

第11条 略

(助言及び指導)

第12条 市長は、計画の認定を受けた者に対し、低炭素化建築物の新築等 に関する必要な助言及び指導を行うことができる。

(軽微な変更の証明に関する事項)

第13条 略

(その他)

第14条 略

(事前審査)

第5条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

ΤE

前

改

2 略

(認定の取消し)

第11条 略

(軽微な変更の証明に関する事項)

第12条 略

(その他)

第13条 略

附則

この告示は,公布の日から施行する。